毒物劇物（一般、農業用品目、特定品目）販売業登録更新申請

|  |  |
| --- | --- |
| 事　　項 | 毒物劇物販売業の登録の有効期間（６年）をこえて引き続き毒物劇物販売業の登録を受けようとする場合 |
| 根拠法令 | 法第４条、第23条の４  施行令第33条、第37条  施行規則第４条 |
| 提出部数 | １部提出（松本市保健所） |
| 添付書類 | 登録票 |
| 手数料 | 6,700円（現金） |
| その他 | 注）登録の日から起算して６年を経過した日の１月前までに提出する。 |

一般販売業

　　　毒物劇物　農業用品目販売業　登録更新申請書

特定品目販売業

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 登録番号及び年月日 | | 第　　　　　　　号　　　　　　　年　　月　　日 |
| 店　舗　の | 所　在　地 |  |
| 名　　　称 |
| 毒物劇物取扱責任者の | 住　　　所 |  |
| 氏　　　名 |
| 備　　　　　　考 | |  |

　　　　　　　　　　　　 一般販売業

上記により、毒物劇物の 農業用品目販売業 の登録の更新を申請します。

　 特定品目販売業

　　　　　　　　年　　　月　　　日

住　所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏　名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

松本市長　様

（注意）

　 １ 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

　 ２ 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

　 ３ 附則第3項に規定する内燃機関用メタノールのみを取り扱う特定品目販売業に

　　あつては、その旨を備考欄に記載すること。